

社会福祉法人 ひだすき

役員（理事・監事）及び評議員 報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ひだすきの役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

（適用除外）

第2条 役員及び評議員で、社会福祉法人ひだすきの職員を兼ねるときは、この規程を適用しない。

（理事会、評議員会及び監事会への出席）

第3条 無報酬とする。

- 2 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、交通費を支払うことができる。
- 3 交通費は、1回につき1,000円とする。

（出張旅費）

第4条 役員及び評議員が、法人業務で出張する場合は旅費等を支給する。

- 2 旅費等は、職員の旅費規程に準ずるものとする。

（改正）

第5条 この規程の改正には、理事会の議決を必要とする。

附則

この規程は平成14年7月1日から施行する。

この規程は平成17年4月1日から施行する。

この規程は平成22年4月1日から施行する。

この規程は平成26年4月1日から施行する。